令和元年５月１１日

宝塚市立中央図書館

　館長　田野一哉　様

　宝塚市立図書館における指定管理者制度導入及び

これからの図書館のあり方についての意見書

　　宝塚市立図書館協議会では、図書館法第１４条第２項の規定に基づき、標記の件について、以下のとおり意見書を作成しましたので、宝塚市立中央図書館長へ提出します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宝塚市立図書館協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　柳　勝文

**目　　　次**

Ⅰ　結論…………………………………………………………………………… 　Ｐ２

Ⅱ　結論に至った理由…………………………………………………………… 　Ｐ２～Ｐ７

Ⅲ　市民のための宝塚市立図書館を目指して（提言）……………………… 　Ｐ７～Ｐ９

Ⅳ　協議・研究内容

　1　前回意見書の内容の検証…………………………………………………　 Ｐ９～Ｐ１１

　2　指定管理者制度導入の検討にあたって参考とした考え方等………… Ｐ１１～Ｐ１２

　3　指定管理者制度導入のメリット・デメリット………………………… Ｐ１３～Ｐ１４

　4　指定管理者制度導入の事例研究………………………………………… Ｐ１４～Ｐ１９

　5　業務委託に関する考察…………………………………………………… Ｐ１９～Ｐ２０

　6　協議・研究の経緯………………………………………………………… Ｐ２０～Ｐ２１

Ⅴ 参考資料

　1 宝塚市立図書館利用者アンケート調査における「図書館の仕事（運営）」の問に

対する集計結果について　………………………………………………　Ｐ２１～Ｐ２３

2 図書館協議会委員（令和元年５月現在） …………………………… Ｐ２４

**Ⅰ 結論**

宝塚市立図書館協議会は、宝塚市立図書館が地域の生涯学習・情報拠点としての機能を維持し、市民のための図書館として発展していくために、指定管理者制度を導入すべきかどうか協議・研究を重ねてきましたが、宝塚市立図書館への指定管理者制度の導入は適切ではないという結論に至りました。

以下、その理由を述べます。

**Ⅱ 結論に至った理由**

**１ 図書館は収益事業ではないので、指定管理者制度になじまない**

　　　　営利目的の民間企業と非営利の図書館の運営とは本来なじむものではなく、企業が利益をあげるためにサービス水準を落とさずに価格競争をすると、人件費を抑制する形になり、スタッフの定着率が下がり、安定的・継続的なサービスの提供が難しくなります。

　　　　人材の育成は図書館サービス向上の大きな要因ですが、指定管理者による運営では人件費を節減するために、専門性より日常業務をこなせるスタッフの確保、育成が中心となり、長期的な視点での専門性を持つ図書館スタッフを育成することは難しくなります。

図書館は、学校・公民館・博物館と並ぶ「教育機関」の一つであり、社会教育法に定められた「社会教育施設」であるとともに「生涯学習」の中核施設です。今後の人口の高齢化を予測すると、生涯学習の意義は大きいものがあり、このような教育に係る施設の運営については、「どちらが安いか」といった観点で論ずべきではなく、利用者である市民の多種多様な学習活動にどのように適時、適切に対応ができるかが大切です。

**２ 宝塚市の図書館サービスは、他市の図書館と比較しても充実しており、今いろいろなリスクを抱えながら、指定管理者制度の導入に踏み切る必要はない**

図書館サービス実績の一つである「住民一人当たりの貸出数（直近の2017年実績）」について、「同規模市（人口２０万人以上３０万人以下）」３９市のうち、宝塚市

は４番目（上位１０％）となっています。

　　　　また、直近の利用者アンケート（平成３０年度）において、各館のそれぞれの総合評価としては、「満足している」と「やや満足している」の合計が、中央図書館では８８％、西図書館では９１％となっており、前回調査（平成２６年度）の率と比較して上がっています。（前回調査では、中央図書館・西図書館とも８５％）

これらは、これまで蓄積・継承してきたノウハウの成果であり、職員の入れ替わりが多い民間の組織では難しいものです。指定管理者制度の導入により、開館時間を拡大、利用時間を平準化して利用者の利便性が図れる面はありますが、全体として貸出実績（読書量）が増えなければ、費用対効果の面で疑問です。

**３ 現在の宝塚市立図書館が長期にわたって形成してきた運営のノウハウを継承するには世代バランスのとれた職員体制が必要であり、ネットワークを支える専門集団としての司書職員を多数切り捨ててまで、指定管理者制度を導入するメリットは少ない**

図書館司書には、カウンターでの貸出・返却業務から、蔵書に係わる専門知識、調査相談業務（レファレンス）等、多様な利用者に応じたきめ細かなサービスが求められますが、専門知識を有した一人前の司書になるには5年、10年の歳月がかかると言われています。

充分なサービスを行うためには、どの業務にも一定の経験が必要ですが、とりわけ選書業務は、図書館の目的やサービス方針を念頭に置き、常に利用者の多様な資料要求を敏感に感じながら、なおかつ行政資料や郷土資料など利用の多寡にかかわらず所蔵すべき資料にも目配りし、あらゆる分野にわたる資料を、個々の図書館で諸々の条件の下で選択する必要があり、図書館員としての高度なノウハウが求められる業務です。

図書館の役割は、書籍や資料など人類の知的遺産を集積し、住民や研究者が触れられるようにすることであり、数年間の計画はもちろん、同時に数十年単位で運営を考えていく必要があり、民間企業では難しい所があります。指定管理者制度の場合、組織内での人材の入れ替わりが激しく、また、受託期間は長くても５年程度の年限であり、長期的な視野に立った選書業務等に支障が生じ、管理運営上の問題となる恐れがあります。

宝塚市の正規司書職員は、現在、１５名（中央図書館９名、西図書館で６名）で、そのうち経験年数２０年以上の方は１３名です。これまでの長い期間にわたって積み重ねてきたスキルを、指定管理者制度の導入によって、生かせなくなるのは避けるべきであり、これまで育成した人材を、今後も有効に活用すべきです。平成３１年１月３日付の「天声人語」で、本市の「福袋」の取組が取り上げられ評価されていますが、このような取組など、図書館業務に熱意を持って取り組んでいる優秀な人材を、指定管理者制度の導入によって失うことは惜しいと思われます。

なお、これまで蓄積されたノウハウを図書館の職員間で継承し発展させていくには、一定の時間が必要であり、そのためには、世代間のバランスがとれた、安定した職員体制が必要です。

　　　　指定管理者の場合、経費削減を人件費の部分で行うのが通例であり、賃金の比較的低い若い世代が中心となっており、世代間のバランスがとれていない場合が多くみられます。

**４ 宝塚市独自の資料やサービスを、継続しにくくなる**

図書館では、地域独自の資料、郷土資料等を収集・所蔵・提供していますが、これらの資料の研究も含めて、専門職員がノウハウを蓄積してサービスを提供しています。地域の資料や人的ネットワークを活用して行う図書館サービスは、ノウハウが無い指定管理者では難しく、また、これまで積み重ねてきた部分が、指定管理の導入により一度途切れて失われてしまうと、またゼロから積み重ねる必要があります。

宝塚市立図書館独自の取組として、宝塚の町に関する本（冊子）を募集し、図書館に所蔵する「みんなのたからづかマチ文庫」などは、市民とともに作り上げている事業であり、郷土資料に関する知識が十分ではない指定管理者では実施が難しい面があります。また、中央図書館には宝塚市に関わる歴史資料（古文書・写真・絵はがき等）を、専門職員が保存・収集・研究等を行う市史資料室があり、図書館と協力して、保存資料の公開や講座等の開催を通じて市の歴史の啓発に努めており、これについても、指定管理者では難しい部分です。

また、図書館資料を無料で自宅に郵送するサービスとして、障者サービスや育児・介護サポートサービスを実施されていますが、これらのサービスは充実させるほど業務量も経費も増加し、営利を目的とする指定管理者ではその対応が難しいのではないかと思われます。

**５ サービスが固定化して、時代の要請等に臨機応変に対応するのが難しくなる**

指定管理者制度による運営は、３年から５年程度の短期間であり、基本的に仕様書等に基づく協定で定められたことにより行われるので、社会情勢の変化や時代の要請、地域住民のニーズ等に臨機応変に対応し、新たなサービスを実施するのが難しく、サービスが固定化する恐れがあります。

指定管理者制度を導入した場合、図書館運営の方針を決定し、計画を立案する者と、実際に市民に接して実務を担当する者とが別々になります。運営方針の決定と立案は、日常的に市民と接している者が一元化し、責任を持って対応しなければ、市民のニーズは反映されにくくなります。また、自治体が図書館運営から距離を置くことになり、当事者意識が希薄になって、図書館運営のガバナンスが確保されなくなるという危惧があります。

**６ 関連機関や市民・ボランティアとの連携が難しい**

宝塚市では、市立図書館が中心となって「宝塚市子どもの読書活動推進計画」を策定し、関係各課・機関〔学校（小中学校・幼稚園）、保育所、地域の公共施設等〕と協力して計画の実現に取り組んでいますが、こういった市の関係課との横断的な計画の立案、策定や実施について、これまで築かれてきた協力関係を、指定管理者が引き継いで行うことは困難です。

また、現在、「おはなし会」や「読み聞かせ」などの児童向け行事や、対面朗読などの障者向けサービスが、ボランティアと協力して盛んに行われていますが、民間企業と市民・ボランテイアとの協働になると、図書館業務の公共性は理解しつつも、営利目的の企業活動を市民が手助けすることになり、納得が得られない面があり、離れていくボランティアの事例も発生しています。

**７ 全国的に見て、図書館への指定管理者制度の導入率は低い**

図書館への指定管理者制度の導入の状況は、制度の開始から１５年を経て、制度発足時との比較ではやや増加したものの、ほとんどの自治体で導入していないのが実態です。日本図書館協会の2015年調査では、導入率は13.2％となっています。

また、図書館の継続性や安定性、専門職員の確保・育成、他機関との連携が難しいことから、未導入自治体の７割が、今後の導入を考えていないと総務省の調査（2015年）で回答しています。図書館への導入率が、相対的に見て低い現実からも、図書館に指定管理者制度はなじまないと思われます。

なお、「図書館法」は、日本国憲法にのっとり、「教育基本法」「社会教育法」などの図書館関係法などを背景に、一般法である地方自治法に優先する特別法として位置付けられています。公の施設における指定管理者制度の導入については、図書館法では想定されていなかったものと考えられますが、地方自治法の一部改正で、図書館も公の施設であることから、図書館の特殊性を考慮することなく、一部の図書館で導入が始まった経緯があります。

**８ 指定管理者制度による経費の削減効果や貸出実績の増加は期待できない**

指定管理者制度は、当初は、民間活力や民間の持つノウハウを活用するために導入されたこともありますが、現状では、コスト削減による財政上のメリットのために導入される事例が多いと思われます。

しかし、指定管理者は、とりわけ近畿地方では競合企業が少なく、１社による寡占状況となっているため、１期目で、直営時と比較して若干経費が削減された場合でも、２期目以降で経費が増額される事例も見受けられます。また、応募業者数が減り、実質的な競争が行われない傾向があり、問題が生じた場合でも、直営に戻すのが難しくなります。３期目以降は、直営に戻すことはさらに困難になり、金額も独占的になる傾向があり、長い目で見ると、必ずしも経費の削減にはなりません。

また、自治体の要請による新たなサービスの追加や、熟練したスタッフをつなぎとめる等の理由により、随時に経費を増額しがちなので、こういった点からも、経費削減にはなりにくいと思われます。

民間企業を指定管理者としている図書館では、書籍流通系の事業者であるＴＲＣ（㈱図書館流通センター）が全体の約６０％を占めていますが、新築と同時にＴＲＣが指定管理あるいは大部分のサービス業務を受託した多くの図書館で、新築開館後の５年間あるいはそれ以上の期間の推移を見ると、貸出が大幅に伸びている事例は少なく、せいぜい多少の伸びか或いは横ばいです。

さまざまな要素が利用度に影響するものなので、一概には言えませんが、少な　　　くとも開館後数年から長くて１０年間くらいの間は、利用を左右する条件が大幅に変わらないとすると、図書館への住民の認知や浸透は年を追って拡大してゆくのですから、利用が増加するのは当然ですが、２年目や３年目から利用が減少するのは、サービスのあり方や職員体制に問題があると思われます。また、住民のニーズからずれてきている部分があるのではないでしょうか。

**９ 行政が当事者意識を失い、図書館の業務へのチェック機能が働きにくくなり、人権意識の徹底や個人情報の保護が難しくなる**

図書館業務の評価を行うに当たっては、図書館サービスの専門的知識・経験や、図書館経営の力量を持つ者が行うことが必要であり、指定管理者の業務をチェックし評価できる体制が課題となります。図書館の現場を経験したことのない行政職等だけでは、評価は難しいと思われます。

当面は、直営時代の経験者が図書館の指定管理を管轄する部署に残って対応する場合も考えられますが、職員の退職等もあり、継続的には無理です。現場の状況を知ったうえで評価できる者がいなければ、行政の責任の放棄につながりかねません。

　　　　また、指定管理者制度が導入された場合、仕様書等で「人権研修を含む必要な研修を行うこと」が記載されるのが通例ですが、職員の入れ替わりの多い指定管理者では、教育委員会の責任のもとで取り組み、これまで培われてきた職員の人権感覚や人権意識（「知る権利」、「学ぶ権利」を含む）が今後も担保されるかという点で危惧が残ります。

さらには、自治体の個人情報保護条例の運用に関することについても、協定が締結されるのが通例ですが、企業秘密などの理由でチェックするのが難しくなります。

個人情報の保護については、公務員の規定に加えて、「図書館の自由に関する宣言」（1954年図書館大会採択、1979年日本図書館協会総会改訂）や、「図書館員の倫理綱領」（1980年日本図書館協会総会決議）などにおいて、利用者の秘密を守ることが明記されています。図書館で扱うのは名前や住所などだけでなく読書履歴といった機微情報が含まれるため他機関以上の配慮が求められ、利用者の立場からは、個人情報にかかわる懸念を払拭できません。

**１０　図書館協議会が存在意義を失い、形骸化する**

　　　　図書館協議会については、図書館法第１４条で、「公立図書館に図書館協議会を置くことができ、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に意見を述べる機関とする。」と規定されています。図書館協議会の設置については、条例で規定され、委員は教育委員会から任命される非常勤特別職です。

　公立図書館に指定管理者制度が導入され、仮に、図書館長が指定管理者から選任され

た場合、「民間人である図書館長」が「公務員からなる附属機関」に対して諮問し、「公務員

からなる附属機関」が「民間人である図書館長」に答申するという形は、「民」が「公による附

属機関」に諮問し、「公による附属機関」が「民」に答申するという逆転現象になります。そう

すると、図書館協議会は存在意義を失い形骸化するので、今回の意見書のようなものを得

る機会も失われるのではないでしょうか。

　　　　なお、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成２４年１２月、文部科学省告示）においては、「市教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。」とされています。

**Ⅲ 市民のための宝塚市立図書館を目指して（提言）**

　　 近年の成熟化社会、団塊世代の高齢化による急激な少子高齢化社会、このような社会環境の中にあって、今後、日々の生活における「心の豊かさ」に対する欲求はますます高まっていくものと思われます。

　　 そのような中で、宝塚市が、市民にとって、より「住みよいまち」として発展していくためには、教育施策が充実していくこと、中でも、社会教育の重要性、とりわけ「生涯教育の拠点」であり、幼児から高齢者まで全ての市民が利用する市立図書館の存在価値はますます増大していくものと思われます。市民にとって、魅力ある図書館の構築に向けた、積極的な施策展開を期待するところです。

　 以上のような視点から、市民のための図書館を目指し、次の事項について提言します。

**１ 図書館環境の整備について**

　　　　図書館サービスは、ソフト面では、質量ともに充実した蔵書と専門性を有する司書によるサービス提供が求められますが、ハード面の整備も図書館サービスの大きな要素です。

宝塚市の中央図書館は建設後３８年を経過し、施設・設備の老朽化が目立ち、利用者にとって、良好な読書・学習環境にあるとは言い難く、中央図書館としては狭いので、今後の建替えや移設を検討する必要があります。一般に図書館に対する市民ニーズは高く、人口２０万人台の平均は4.3館5.5分室です。宝塚市の図書館施設は２館２分室ですので、ハード面の整備が望まれます。宝塚市民が宝塚市立図書館に愛着と魅力を感じ、市民の誇りとなる図書館に向けて、早急に「図書館整備計画」を立て、施設・設備の充実に取り組んでいく必要があると思われます。

なお、現在の厳しい財政状況からすると、新たな施設整備には困難も伴うと予想されますが、「たからづか都市計画マスタープラン（2012）」に掲げられている「都市核」や「地域核」に図書館を整備するというイメージは持続すべきです。次善の策として、既設の公共施設等を有効活用し、図書館サービスの拠点の整備を検討してください。

　　２ **図書館サービスの向上について**

市立図書館は地域の情報拠点として「宝塚市らしさを守り」「宝塚市らしさを育て」「宝塚

市らしさを伝える」責務があり、そのためには宝塚市の過去・現在・今後に精通した専門職

組織が、地域に必要な資料・情報を非売品まで含めてもれなく集め、集会・文化活動等を通じて市民と共に育て合い、将来にわたって残し伝えていくことが必要で、それらを宝塚市のことをよく分かっていない人々に任せることは無責任だと思います。

図書館サービスの向上については、平成２２年に「図書館サービス向上計画」が策定され、その後平成２８年に「図書館サービス向上計画（改訂版）」が策定され、順次取り組んでこられていますが、引き続き計画の実現に努めてください。なお、計画にあげられている項目についての、実施状況や今後の課題等の検証を早急に行ってください。

計画の中で、「図書館のボランティアの発掘・育成」があげられていますが、川西市で導入されている配架ボランティア等も参考にして、今後どのような形のボランティアが可能か検討してください。また、平成２７年の社会教育委員の会議からの「図書館のあり方についての答申」に記載されている内容で、小学生・ジュニア・社会人・シニア向けを対象とした「司書講座」を開催し、受講後希望者に「図書館ボランティア」登録の奨励を行うとの提案も参考にして欲しいと思います。

　３ **図書購入費について**

蔵書の鮮度を保ち、利用者の幅広い分野の蔵書に対するニーズに応えるため、質・量の両面から蔵書を整備することが重要であり、図書購入費の確保が必要です。

そして、ベストセラーや、その時々でもてはやされる本だけではなく、マイノリティのための、あまり知られてはいないが優れた本にも目を向けてください。

利用者アンケートでも、図書館が今後優先すべき課題として、「図書・資料の整備」が最も多くあがっており、必要な図書購入費の確保に努めてください。

４ **無理・無駄のない効率的な図書館の管理・運営について**

　　前回の意見書にも、ＩＣタグシステムを導入し、自動貸出機・自動返却機等の導

入により、経費を削減することについて記載されていますが、今後も、機械化によ

る省力化を模索していくべきであると考えます。

　その他、現在の事務経費についても、常にコスト意識をもって経費節減に努める

とともに、現在の業務の見直しも必要です。①市職員が直接対応する必要がある業

務、②民間に委託できる業務、③ボランティアにお願いできる業務などについて、

中・長期的視点で、再整理していく必要があると思われます。カウンター業務などのあり方や図書館の将来像も踏まえて、検討してください。

５ **職員体制の整備について**

宝塚市の正規司書職員は、現在１５名（中央図書館９名、西図書館６名）で、年齢別内訳としては、５０歳台が６名、４０歳台が７名、３０歳台が１名、２０歳台が１名であり、若い世代の職員が少なくなっている。本市の図書館行政を継承するためには、年齢構成の偏りを解消することが重要であり、司書職員の継続的な採用が必要であると思います。

**Ⅳ 協議・研究内容**

**1 前回の意見書:「宝塚市立図書館における指定管理者制度導入についての意見書」**

**（平成１９年６月）の内容の検証**（主な項目について）

（1）「指定管理者制度導入時の問題点」については、次の５項目があげられていますが、現時点でも、基本的な問題点だと考えます。

　　　　ア　職員の専門性の確保

　　　　イ　他部局や市民との連携

　　　　ウ　市民との協働

　　　　エ　図書館運営の安定性

　　　　オ　図書館運営の二重構造

（2）「市民のための図書館運営の要件」として、次の６項目があげられています。

　　　　ア　市民の多様な資料要求に応えられる幅広い資料の収集

イ　司書職員の資質（自館所蔵と未所蔵の資料に精通し、選書、レファレンスサービスに高度な専門知識を備えていること）

ウ　高度なプライバシーに関わる情報の秘密保持を保障する

エ　市民の自発的・主体的な活動のもと、図書館と市民が協働して活動できる

オ　行政の関連部局・施設、市民団体との連携の核となる

カ　市民のニーズを汲み取り、時代の変化にすばやく対応する

　　　　　上記ア～カの要件のすべてを完全に指定管理者が満たすことは難しく、市民の望む図書館像を実現するためには、指定管理者制度はすべて有効とは考えにくく、かえって、市民サービスの低下を招き、実現を疎外する可能性もある*。*

　　　　この見解については、現時点でも、基本的にほぼ同様であると考えていますが、以下の３点について、次のとおり認識しています。

　　　　アにおいて、近隣の三田市、尼崎市の事例を見ても、選書の権限は市が持つ形になっています。指定管理者が選書をできる形にするには、そのための人材を指定管理者が準備することが必要になり、指定管理料の上昇につながります。

　　　　ウにおいて、個人情報の保護があいまいになり、企業秘密などの理由でチェックが不十分になる面もあります。

　　　　カにおいて、全国的に指定管理を展開している事業者の場合、他での成功例を導入することは可能ですが、個人の貸出冊数の実績を見た場合、直営の時よりも下がっている事例も見受けられます。

（3）「利用者の思いを反映した選書やイベントの企画などを考えるとき、利用者との接触の最前線であるカウンター業務には、アルバイトだけでなく正規職員が常に関わるべきである。市民ニーズを把握するカウンター業務の大切さを理解し、サービス経験を蓄積していくには、指定管理者より、継続して働ける直営の市職員が加わり運営していく方が優位である。」との意見についての検証は次のとおりです。

カウンター業務等を業務委託している近隣市では、職員が利用者のニーズの把握が十分出来ない点が悩みだと聞いています。また、直接カウンターを担当した経験のある職員が図書館に在籍している間は、状況は把握できますが、委託の期間が長くなると、職員の退職等もあり、元へ戻すことが困難になります。

（4）「今後の図書館の動向としても、ＩＣタグや自動貸出機の導入などにより、直営で

あっても開館時間の延長や開館日数の増加も見込める。省力機器の導入による緩や

かな変化の中で、人件費の減少を図っていくことから始めるべきと考える。」との意見についての検証は、次のとおりです。

　　 　　「ＩＣタグや自動貸出機の導入」については、平成３０年度のコンピュータシステム更新時に予算要求がなされましたが認められていません。現在のシステムのリース期間内での導入は可能と聞いていますので、引き続き検討してもらいたいと思います。

　　　　　サービス向上策のうち、「開館時間の延長」については、中央図書館・西図書館で、平成２５年４月から「毎週金曜日」の開館時間を延長（午後７時まで）、平成２６年７月から「７月・８月の土曜日」の開館時間を延長（午後７時まで）、平成３０年１月１５日からは、「９時３０分からの開館」が実施されています。また、中山台分室では、平成２３年４月に土曜日・日曜日の開室時間を拡大、平成２８年４月には土曜日・日曜日の開室時間をさらに拡大し、午前１０時

３０分から午後５時までとなっています。山本南分室については、平成２６年４月から土曜日・日曜日の開室時間を変更、午前中も開室。平成２９年４月からは、木曜日の午前中も開室されています。

（5）「直近の取り組みとしては、中山台分室の運営やＢＭ（移動図書館）車の運行業務

　　　　については、業務の効率化等の観点から、指定管理者等への委託が可能と考えられる。」との意見に対する検証は、次のとおりです。

　　 　　「中山台分室」については、平成２２年度から地元のコミュニティへ業務委託が行なわれています。「移動図書館」については、近隣市でも業務委託を行っていないこと、経費面を比較しても業務委託の方が高かったとのことで、直営となっています。

　 2  **指定管理者制度導入の検討にあたって参考とした考え方等**（主なもの）

**（1）日本図書館協会の見解**

　　　「公立図書館の指定管理者制度について－2016」（2017年３月）

「日本図書館協会は、図書館への指定管理者制度の導入はなじまないと考えます。」

との見解が出されており、その理由について、次のとおりとしています。

　　ア 「公立図書館のあるべき姿とは」について、公立図書館は、住民が持っている基本

　　　的な権利や様々な欲求に応えるために地方公共団体が設置し運営する図書館であり、

　　　乳幼児から高齢者まで、住民すべての生涯にわたる自己教育に資するとともに、住

　　　民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に資することを目的とし

　　　た教育機関であり、地方公共団体の責任において直接管理運営し、住民の権利であ

　　　る資料要求を保障することが求められる。

　　イ 「公立図書館の役割」としては、住民一人ひとりの資料要求に対する個別対応を基

　　　本とし、住民の公平な利用の観点から、すべての住民に無料で基本的サービスを保

　　　障することを目的としている。さらに、公立図書館は、住民の生活・職業・生存

　　　と精神的自由に深くかかわる機関であり、地域に根ざした知の拠点として継続的に

　　　資料・情報を収集・保存し、提供すると同時に、地域コミュニティの拠点としてあ

　　　らゆる地域活動と連携し地域文化の創造拠点としての役割を担っている。

　　ウ 「公立図書館の管理運営の基本」について、公立図書館は、地方公共団体が設置し、

　　　教育委員会が管理することが基本であり、運営やサービスを提供することは自治体

　　　の責務である。設置者が図書館の運営方針や事業計画を定め、図書館を評価する。　　　図書館事業は、継続性、安定性、公平性が求められ、常に住民一人ひとりへのサ

ービスの向上を目指している。このようなことからも図書館の管理運営は、自治体

の責任において自治体が直接行うことが基本であり、これを他の者に行わせること

　　　は望ましいことではない。

　　エ 「公立図書館の指定管理者制度の運用状況」については、制度発足時との比較では

　　　やや増加したものの、ほとんどの自治体で導入していないのが実態である。図書館

　　　の継続性や安定性、専門職員の確保・育成、他機関との連携などが難しいことなど

　　　から、未導入自治体の７割が今後の導入を考えていないと総務省の調査（「地方行政

　　　サービス改革の取組状況等に関する調査」2015年）で回答している。

**（2）片山善博氏の指摘**（平成２３年１月５日：閣議後記者会見において）

鳥取県の図書館行政を進展させ、「地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付

　　　金）」により、「知の地域づくり」への適用を図った総務大臣の片山善博氏は、図書

　　　館経営について、「指定管理者制度をコストカットのツールとして使ってきたきらい

　　　がある。一番のねらいは、行政サービスの質の向上にあるはず。図書館は指定管理

　　　になじまないと私は思う。やはり、きちっと行政がちゃんと直営で、スタッフを配

　　　置して運営すべきだ。」と語っています。

**（3）高市総務大臣の発言**（平成２９年２月２３日：衆議院総務委員会）

（図書館に係る地方交付税の算定方式に関し、指定管理者制度導入の推進を狙ったトップランナー方式について）

「図書館業務は、庁舎管理などの定型的業務と異なり、教育、調査研究、子育て支援といった政策的な役割を有していること、司書などの専門性の高い職員を長期的に育成・確保する観点から、指定管理者制度を導入していないという意見が多いこと、実態として指定管理者制度が進んでいないことなどから、トップランナー方式の導入を見送った。この状況を踏まえると、今後も導入できる状況にはないと考えている。」との見解を示しています。

**（4）田井　郁久雄氏（元岡山市立図書館）の指摘**（２０１５年５月：図書館界〔雑誌〕）

指定管理者制度を導入した図書館においても、貸出点数等の統計データの分析か

ら、必ずしも住民の利用が伸びていない。

新築と同時に、指定管理あるいは大部分のサービス業務を受託した図書館で、新築開館後の５年間あるいはそれ以上の期間の推移を辿ると、貸出が大幅に伸びている事例はほとんどない。下降している事例が少なくない。それに対して、直営の図書館では、増加している事例が多い。

**3 指定管理者制度導入のメリット・デメリット**

日本図書館協会や大学の研究者などの意見や、導入した市町、導入しなかった市町、また導入したが再び直営に戻した市町などの様々な事例、多くの資料を参考にして導入のメリット、デメリットを探りました。

【指定管理者制度導入のメリット】

　　一般的に導入の目的は、次のように言われています。

（1）開館時間の拡大などにより、利用者の満足度が向上する。

（2）利用者への対応のサービス（接客のノウハウ）が向上する。

（3）多様化する住民のニーズに対応するために、民間事業者のノウハウを活用する。

　　　（行政ではできないアイディアで運営する。）

（4）自治体の財政負担（図書館運営費）を軽減する。

【指定管理者制度導入のデメリット】

　　上記に挙げたメリットは、運営面での表面的なものになっています。本来の図書館の重要な任務の部分が理解されて、民間で運営できるかどうかは難しいところです。

　「図書館本来の目的や使命」は、運営の目的の中にあまり明記されておらず、また、民間では十分には運営できない部分でもあります。

（1）公共図書館の目的、使命から「公共性」が非常に重要であるが、それらが商業化される懸念があること。

（2）図書館の持っている「市民の知る権利、学ぶ権利」、「個人情報の管理」、「情報の公開」などの基本的な部分が保障されるかどうかは疑問です。これは行政の中で条例として義務づけられていることであり、民間事業者を規制するものにはなっていません。

（3）民間の運営に任せた場合、「行政や議会などでのチェック、監視」が不明確になります。また、行政の業務外に置かれるため、行政の中での評価が十分にできません。

（4）指定管理が「期限的」であるため、サービスの継続や向上を期待することができません。また、「雇用の問題」として、人件費の削減のために、アルバイトなどが多く、司書の資質の向上も望めません。特に、資料の中でも、「その自治体独自の資料」について、その収集と保存、提供などは短期間的にできることではありません。司書にも地域資料や特殊な資料についての専門的な知識が必要になり、短期的雇用の司書では十分なサービスは不可能です。さらに、途中で「運営者が変わった場合」は、そのノウハウの次の事業者への引き継ぎは困難です。

（5）図書館の重要な部分として、学校教育、社会教育において、「その他の行政機関との連携」が不可欠ですが、民間運営になると、その連携は難しくなります。

　　 　また、行政が掲げる障のある人や、高齢者、子どもへの支援など、図書館のサービスとして行政がするべきことを指定管理にした場合は、商業的な効率や経費の面から、サービスが充実するという保証はできません。

【指定管理者導入のメリットと言われる部分についての考察】

このように、デメリットをあげてみると、指定管理者制度の導入によるメリットとされる部分についても、利用者に多様で満足度の高いサービスが提供されるとは思えず、民間業者の「ノウハウ」という部分でも、民間が運営のノウハウを持ってしても、行政でなければできない図書館サービスをより良くできるとは言い難い。

特に運営費の削減の部分を見ても、確かに人件費を削ることで、低くおさえることにはなりますが、その他の運営費はそれほど安くなっていない事例が多く、２期目以降の経費が割高になっている事例も散見されます。また、司書の雇用の仕方を見れば、サービスの質が向上するとは思えません。

経費については、行政の中で図書館業務を見直し、ＩＣタグや機械の導入などで人件費を削減し、仕事内容を見直し、効率化を図ることで、より良くすることができるでしょう。また、市民の協力を得るという、「ボランティアの導入」なども方法の一つではないかと思われます。

指定管理者になると、「接遇」が丁寧で、親切になるという部分が指摘されますが、民間の良い所は取り入れて、より市民の求めるサービスを充実させていくように努めていくべきです。

**4 指定管理者制度導入の事例研究**

（1）**民間企業を指定管理者としている事例**

ア　2015年度の統計によると、民間企業を指定管理者としている図書館を事業者区分ごとに見ると、書籍流通系の事業者が７１％、施設管理系が１０％、人材派遣系が

１９％となっています。

イ　書籍流通系のＴＲＣ（（株）図書館流通センター）が全体の約６０％を占め、ＴＲＣ（共同企業体等の参加企業となっている場合を含む）のシェアが上昇しており、指定管理者となる事業者が特定の企業に集中する傾向が強くなってきています。

ウ　ＴＲＣは、もともと図書館向けのデータベースや本を販売する会社から始まり、指定管理者制度が始まって以降、図書館業務に事業を拡大して現在に至っています。

ＴＲＣの指定管理者の受注実績（2017年度：ＴＲＣのホームページによる）は、近畿地方においては、大阪府が１９件、兵庫県が１７件、奈良県が３件で、受注率は高くなっています。

エ　兵庫県内では、神戸市の２館と伊丹市の3つの分館以外のすべてが、ＴＲＣ又はＴＲＣを含む共同企業体が受注しています（2017年の兵庫県図書館協会資料による）。

（2）**三田市の事例（全面導入事例）**

（平成２９年１２月：図書館協議会による視察）

ア　指定管理者は２者のJVである「TRC三田」で、指定管理の期間は平成２６年４月から３１年３月までの５年間。

イ　経費面について、直営時(平成２５年)と指定管理導入後(平成２６年)を比較すると、人件費と図書館費を合計して、直営時の２億8,700万円余が、導入後は約２億6,000万円になり、約2,700万円下がっています。しかしながら、設備更新・修繕費、運営評価委員会経費、改修工事費等を加えると、逆に直営時よりも高くなっています。本館が開館して４半世紀を経過しており、制度の移行後、1,000万円以上の修繕も生じているそうですが、「自習スペース」や「飲食スペース」などが設置されました。

ウ　職員体制については、５２人前後のスタッフで、直営時よりは１０名程度の減となっています。選書は市が行っています。なお、スタッフの入れ替わりが多いので、「スタッフのレベルアップ」を図ることが課題だと思われます。

エ　指定管理者制度導入により、開館日、開館時間の拡大が行われ、開館時間は午前９時から午後８時まで、午前中１時間、午後２時間の合計１日につき３時間延長。開館時間は直営時の約２倍（１９８％）になりましたが、一方、個人の貸出実績を見ると、直営時（平成２５年）の１０９万７千冊余に対して、指定管理導入時（平成２６年）が１１４万３千冊余で、4.1％の増。その後減少し、平成２９年度では１０７万５千冊余、直営時より２％減になっており、費用対効果の面で疑問が残ります。貸出冊数については、昨今の読書離れの傾向や、人口減少の影響もあるとの説明がありました。また、開館時間を拡大した時間帯の利用者については、午前９時～１０時までは、１日の平均利用者の約１０％、午後６時～８時までは、約１３％となっています。

オ　また、新しいサービスとして、「ブックシャワー」「無線ＬＡＮサービス」「読書通帳」「電子図書館」などがあります。

**（3）尼崎市の事例（一部導入の事例）**

（平成３０年９月：「指定管理者制度等研究に係る小委員会」による視察）

　　尼崎市では、行財政改革推進の観点から、業務委託や指定管理が導入されています。以下は具体的な状況。

ア　以前は、図書館の職員が司書資格を取れるように教育委員会が支援していたが、その後、司書資格を有する職員が他の職場へ異動し、サービス面の向上を図るため、平成１６年度から、中央図書館・北図書館のカウンター業務等について、「業務委託」が導入された。両館で、職員１０人の削減がなされ、経費面では約3,000万円の削減となった。

イ　その後、平成１８年頃、偽装請負の指摘がなされたが、図書館の職員もカウンターに出ていて、仕事を切り分けるのが難しい面があり、この点を解決するには直営に戻すか、指定管理に移行するしかないと考えられ、指定管理が選択されたとのこと。

ウ　一度に指定管理導入は無理なので、平成２３年度から、北図書館に指定管理が導入された。業務委託から指定管理に移行したが、経費面では9,000万円で下がらなかった。

　　　　貸出冊数については、１年目は増えたが、２年目からは下がった。平成２７年度に、個人の１回の貸出冊数を１０冊から１５冊に増やしたことにより、回復した。

　　なお、人的体制としては、北図書館の嘱託司書が中央図書館に戻り、北図書館の選書等を行うため、中央図書館の職員が増えた。

エ　指定管理者制度のメリットとしては、現在の指定管理者が全国レベルで事業を展開していて、いろんなノウハウを持っており、成功事例を実践することが可能となったこと。デメリットとしては、スタッフの入れ替わりが激しい点がある。

オ　指定管理者の公募については、１期目の公募時は、現在の受注業者のほか、ビルメンテ系の業者、派遣業系の業者も含めて５者の応募があったが、人的体制を整えずに、受注してから体制を整備しようと考えている業者もあった。２期目の公募時には、１期目の受注業者しか応募がなく、競争性の確保が課題である。

２期目の金額は、9,700万円となった。

カ　市の計画では、図書館の指定管理者制度については、中央図書館への導入もあげられており、課題の整理に時間を要する項目の位置づけとなっている。

キ　指定管理者には尼崎市の古文書・古記録を扱うノウハウが十分ではなく、今後全面的に指定管理者を導入すれば、「他にはない、尼崎市にとって貴重な資料」が適切に管理・継承されない恐れがある。

**（4）明石市の事例（全面導入事例）**

（平成３０年１０月：図書館協議会による視察）

　　　ア　旧本館は、昭和４９年の建設であり、施設の老朽化、狭隘化等の問題や耐震化の必要もあったので、再開発ビル内に市民の利便性向上に寄与する公共施設を設置し、中心市街地活性化につなげるために、図書館が移転・整備された。

イ　「明石市のトリプルスリー」として、「人口３０万人、年間出生数３千人、本の貸出冊数３００万冊」を目標としており、本を一つのツールとして、本から人を育て、思いやりがありやさしい町を作り、住みたい、住んでみたい、住みつづけたい町を目指している。

ウ　平成１６年度に、明石市のすべての公の施設における指定管理者制度導入についての「検討プロジェクトチーム」が庁内に設置され、図書館への制度導入が決定、平成１８年度から導入された。制度の検討に際して、「一部委託」についても検討されたが、当時の業者見積費用が、直営の場合より高かったので、一部委託は見送られた。その結果、選択肢としては、直営か指定管理かという二者択一となり、指定管理の導入が選択された。

エ　指定管理者は、平成１８年度から２６年度までは、「ＮＴＴデータ・ＤＨＳ・ＮＴＴファシリティズ共同企業体」で、平成２７年度からは「ＴＲＣ・長谷工・神戸新聞グループ」により運営されている。

オ　開館時間については、平成１８年度の指定管理の導入により、本館・分館とも

「１０時～１８時」から、「９時３０分～１９時」に拡大され、館外返却ポイントの増設も行われた。なお、現在の指定管理者では、本館の開館時間は、平日は

１０時～２１時、土・日・祝は１０時～１９時で、月曜の休館日をなくして、第３火曜日のみ休館。

カ　総経費については、「市直営時（平成１７年度）」が約２億８千万円、「制度導入時（平成１８年度）」が約２億４千万円で、約４千万円（約１４％）の減。

そのうち、人件費を見ると、平成１７年度が約１億８千万円で、平成１８年度が約１億円。約８千万円（約４４％）の減。約１億円の人件費で、フルタイム１６名、パート３８名、合計５４名のスタッフに対応する形となっている。

一方、人件費以外の経費を見ると、平成１７年度が約１億円で、平成１８年度が約１億４千万円、約４千万円（約４０％）増えている。

　　　　なお、指定管理者が変わった平成２７年度は３億６８０万円、平成２８年度が約

　　　　４億９千万円、平成３０年度が約３億６千万円。今年度の指定管理料と指定管理

　　　　初年度の平成１８年度を比較すると、約１億２千万円の増となっている。これには、新しい図書館の維持管理の増、「本の町」の施策拡充、スタッフの人数増に伴うものも含まれる。

　　　キ　貸出実績については、最初の指定管理者（平成１８年度～平成２６年度）について見ると、直営時代の平成１７年度が１２７万冊余で、平成１８年度は１３４万冊余と５％伸びている。平成２６年度は１７４万冊余で、平成１７年度と比較して、約４７万冊の伸び。次の指定管理者（平成２７年度以降）について見ると、平成２７年度は１７２万冊余で、前年度よりも約２万冊減。平成２８年度は

１６７万冊余で、前年度よりも約５万冊減となっているが、図書館移転に伴う旧本館の３カ月の休館に伴うものである。周囲の自治体から通勤通学者が集まる交通の拠点の駅前に移転して以降の平成２９年度は２４６万冊余となり、２００万冊を超えている。しかし、それでもサービスの充実度を示す主要な指標「貸出密度（住民一人当たりの貸出数）」は、宝塚市と同程度である（明石市8.4冊、宝塚市8.5冊）。

　　　ク　選書業務や図書の購入については、市民と直接接する貸出・返却サービスの上に成り立つ一定の業務と考え、指定管理者が行っているが、場合によっては、市と協議を行う。

**（5）指定管理者制度を導入後、直営に戻した図書館の検証**

図書館に指定管理者制度を導入後、再度自治体経営に戻した事例について見ると、2014年度までに自治体経営に再移行した事例は１２件（稲美町立図書館〔兵庫県〕、出雲市立大社図書館〔島根県〕、佐賀市立図書館東与賀館〔佐賀県〕、南魚沼市図書館〔新潟県〕、飯島町図書館〔長野県〕、新城図書館〔愛知県〕、出雲市立平田図書館〔島根県〕、安来市立図書館〔島根県〕、尾道市立因島図書館〔広島県〕、三好市井川図書館〔徳島県〕、小郡市立図書館〔福岡県〕、善通寺市立図書館〔香川県〕）で、指定管理者となっていた事業者は、自治体の出資法人（いわゆる外殻団体等）またはＮＰＯ法人でした。直営に戻した理由としては、人件費削減によりサービスが低下したこと、指定管理料で消費税を負担することとなったこと、専任司書配置の必要性などです。

ア　**小郡市立図書館**では、公社での運営より直営の方が、コストが安いと判断され、直営に戻り、2018年度の市長の所信表明で、「読書のまちづくり日本一」を目指すことが図書館の目標に位置づけられています。

　　　イ　2015年に直営に戻った事例として、**下関市立中央図書館**〔山口県〕が１３件目。自治体の出資がない民間企業が指定管理者となった事例としては、はじめてです。下関市は、指定管理者により、開館時間の延長、開館日数の増加などの効果はあったものの、人件費が抑制されることを問題視し、2015年３月の契約満了をもって、直営に戻されました。市長は、直営に戻す理由として、「図書館についてはビジネスになじまない。お金に換算できないところに価値がある。」と語っています。経費削減効果についても、指定管理料と市直営の予算の差が、図書館を含む下関市生涯学習プラザ全体で5,400万円であり、図書館の経費を半分と仮定すると、約2,700万円分、実際には直営の方が安く済んだことが判明しています。

　　　ウ　2019年度から直営に戻すことを決定した**守谷市（茨城県）**の事例についてですが、指定管理者はＴＲＣ（㈱図書館流通センター）と県内のビルメンテナンス会社の２社による共同企業体です。図書館管理運営業務を全国規模で展開しているＴＲＣが受注している所では、初めての方針変更の事例です。

守谷市は、2016年度から2018年度まで、守谷中央図書館と４カ所ある公民館図書室の運営を、指定管理者に任せ、中央図書館の開館時間は従来よりも１時間

３０分長くなり、開館日数も年間約５０日増えましたが、初年度から館長と副館長が辞めるなど、約１０人のスタッフが退職しています。

教育委員会が常勤スタッフの６割以上を専門職の司書を配置するよう指導していますが、クリアされていません。参考資料の調査などをめぐって対応に不安があがったことや、図書館の運営を支援していた市民ボランティアからも不安が寄せられたため、教育委員会が運営のあり方について、図書館協議会に諮問し、答申が出されました。

2018年２月の答申では、「一定の指定管理料の中で多くの利益を出すためには、経費、特に人件費を削減する傾向が強まるため、スタッフの質の向上が難しいこと」、「図書館が保育所、幼稚園、小中学校などの関係機関と連携して事業を行うためには、図書館に担当者を配置して日常業務の中で密接に連携することが必要であること」、「市民サービスの向上について、数値や見た目に効果が表れるサービス（開館日数、開館時間の拡大、育児コンシエルジュの配置など）を重視する反面、教育機関、生涯学習の拠点としての取り組みが弱く、サービス向上への期待に十分に応えられていないこと」、「運営経費について、現在の指定管理者が行っているサービス内容で試算すると直営でもほぼ同様の額であり、専門性・経験値の高い職員の配置が可能となること」などの指摘をし、直営に戻すように求めています。市長は、「図書館は地域の文化の中心。民間委託にはなじまない。直営に戻す。」と述べています。

　　　　　以上の事例を見ると、指定管理者制度の導入がサービス面の低下をきたしたり、経費面の効果が認められない事例もあり、十分な検討が必要です。いったん指定管理者制度を導入すれば、それを直営に戻すことは難しい面があります。

**5 業務委託に関する考察**

日本図書館協会が2011年に実施した「公立図書館の業務委託などに関する調査」によると、公立図書館では、「正規職員の減少」すなわち「非正規職員の増加」や、「業務のアウトソーシング」による課題が表面化・深刻化してきています。業務委託導入の最も重要と考えられる理由・目的としては（290館より回答）、「専門職員の負担が時間的に軽減され、専門性の高い業務に集中できる」が61館（20.1％）、

「開館時間や開館日数の拡大によって利用者へのサービス向上を図れる」が55館（18.1％）、「専任職員の定数を削減するため」が46館（15.1％）となっています。　　また、調査によると、「業務委託」が行われている業務内容としては、貸出・返却、利用案内、利用登録等の「窓口・カウンター業務」が主なものとなっています。

なお、この調査は、全国の公共図書館3,200館余のうち、「日本の図書館2010」の職員数「委託・派遣」欄に該当があった図書館416館に対する調査で、334館から回答があったものです。この調査も踏まえて、カウンター等の業務委託について、次のとおり考察します。

（1）本来、「窓口」というのは、司書と利用者がコミュニケーションを交わす場であると同時に、司書が利用者の読書欲求を把握する重要な役割を担っている場であり機会であると考えられます。一方、状況は、「貸出データにより把握できるのではないか」との意見もありますが、図書館サービスは基本的には人的サービスであり、この点が軽視されると、徐々に図書館（司書）と利用者要求との間にずれが生じ、そのことが選書や蔵書構成に影響し、結果として、利用者数や貸出数の減少につながると考えられます。

（2）業務委託では、人材派遣とは異なり、市職員が委託職員を直接指揮監督してはならず、委託職員への指示は委託先の責任者を通してなされることになっている（職業安定法施行規則第４条）ので、利用者サービスの迅速で円滑な提供に支障をきたしている問題も指摘されています。なお、業務委託においても、指定管理の場合と同様に業務のチェックが必要であり、カウンター業務の経験のある市の職員が在職している間は、評価等が可能ですが、委託期間を重ねるとともに、現場からの意識が希薄になり、現場の経験者の退職等により、チェックが難しくなる事例も多い。

（3）宝塚市の場合の検討ですが、中央図書館・西図書館・山本南分室については、カウンター業務等の業務委託は行わず、直営で運営されています。なお、中山台分室については、特例的な取り扱いで、地域のまちづくり計画の一環で、地域が図書館運営に参画したい旨の要望を受け、平成２２年度から地元のコミュニテイ団体に業務委託されています。現在、中央図書館・西図書館・山本南分室の運営にあたっては、正規司書職員１５名（中央図書館長を含む）と臨時司書職員２４名の合計３９名が従事しており、全体の６１％は非正規職員であり、ある程度省力化は進んでいると思われます。

一般的に、カウンター業務等の委託により、経費の削減効果があるとされていますが、安定的・継続的なサービスの提供の観点から、慎重に検討すべきだと思われます。

**6 協議・研究の経緯**

|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日 |  |
| 平成30年5月31日 | （平成30年度第１回図書館協議会）  ｢第2次行財政運営アクションプラン｣を受け、｢指定管理者制度｣の研究を決定。協議・研究の組織として小委員会を設置。小委員会は、協議会委員のうち知識経験を有する者３名と公募による市民１名の合計４名により構成。 |
| 平成30年6月28日 | （第１回小委員会）  前回の意見書の再検証、指定管理者制度のメリット・  デメリットの検討、導入事例の検証等について意見交換 |
| 平成30年8月3日 | （第２回小委員会）  前回の会議に引き続き意見交換 |
| 平成30年9月11日 | （第３回小委員会）  尼崎市の視察（事例研究） |
| 平成30年9月23日 | （第４回小委員会）  尼崎市の視察の意見交換、各委員の意見集約 |
| 平成30年10月12日 | （平成30年度第2回図書館協議会）  あかし市民図書館の視察（事例研究） |
| 平成30年11月14日 | （第５回小委員会）  明石市視察の意見交換、意見書案について協議 |
| 平成30年12月17日 | （第６回小委員会）  意見書案及び今後の図書館への提言について協議 |
| 平成31年3月22日 | （第７回小委員会）  意見書案の最終調整 |
| 平成31年3月29日 | 小委員会の意見書案を、小委員会委員長から図書館協議会委員長へ提出 |

**Ⅴ 参考資料**

**1 宝塚市立図書館利用者アンケート調査における「図書館の仕事（運営）」の問に**

**対する集計結果について**

① 利用者アンケート実施内容

（１）調査日　　平成３１年１月７日（月）～２０日（日）：（２週間）

（２）調査対象　宝塚市立図書館利用者（小学生以下の子どもを除く）

（３）調査方法　カウンター等でアンケート調査表を配布・回収

（４）調査票の配布、回収結果

（平成３１年１月２０日期限、ただし移動図書館は次回巡回日２月１日期限。

期限後も持参されたアンケートは随時回収し集計）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 中央図書館 | 西図書館 | 中山台分室 | 山本南分室 | 移動図書館 |
| 回収枚数 | １,２４０ | ６８６ | ２１５ | ４５１ | １１４ |
| 配布枚数 | １,７９３ | １,７７８ | ３３１ | ７６８ | ２４７ |
| 回収率（%） | ６９．２ | ３８．６ | ６５．０ | ５８．７ | ４６．２ |

　　②　問２０「図書館の仕事（運営）」について

|  |
| --- |
| Q.20 現在、宝塚市の図書館（中央図書館、西図書館）では、カウンター業務を含む図書館の仕事（運営）は、市の直営ですが、今後の図書館の仕事（運営）のあり方について、お尋ねします。あてはまる番号に、１つ、○をつけてください。  1. 市の直営を継続する 2. どちらかといえば、市の直営を継続する  　 3. 図書館の仕事の大部分を、民間に任せる（「指定管理者制度」の導入）  　 4. どちらでもよい 5. わからない |

　　③　問２０の集計結果について

（1）全館合計〈（2）+（3）+（4）+（5）+（6））〉

|  |
| --- |
| １「市の直営を継続する」34.1%  ２「どちらかといえば市の直営を継続する」17.3％  ３「図書館の大部分を民間に任せる（指定管理者制度の導入）」　 6.1%  ４「どちらでもよい」　 17.8%  ５「わからない」 　11.5%  ６「無回答」 　13.2% |

（2）中央図書館

|  |
| --- |
| １「市の直営を継続する」35.6%  ２「どちらかといえば市の直営を継続する」　17.9％  ３「図書館の大部分を民間に任せる（指定管理者制度の導入）」 　6.3%  ４「どちらでもよい」 15.3%  ５「わからない」 10.8%  ６「無回答」 14.1% |

（3）西図書館

|  |
| --- |
| １「市の直営を継続する」34.8%  ２「どちらかといえば市の直営を継続する」　17.9％  ３「図書館の大部分を民間に任せる（指定管理者制度の導入）」 　7.1%  ４「どちらでもよい」 16.2%  ５「わからない」 10.2%  ６「無回答」 13.7% |

（4）中山台分室

|  |
| --- |
| １「市の直営を継続する」29.3%  ２「どちらかといえば市の直営を継続する」　16.7％  ３「図書館の大部分を民間に任せる（指定管理者制度の導入）」　5.1%  ４「どちらでもよい」 27.4%  ５「わからない」 15.3%  ６「無回答」 6.0% |

（5）山本南分室

|  |
| --- |
| １「市の直営を継続する」30.4%  ２「どちらかといえば市の直営を継続する」　16.4％  ３「図書館の大部分を民間に任せる（指定管理者制度の導入）」 　4.7%  ４「どちらでもよい」 22.4%  ５「わからない」 11.3%  ６「無回答」 14.9% |

（6）移動図書館すみれ号

|  |
| --- |
| １「市の直営を継続する」36.8%  ２「どちらかといえば市の直営を継続する」選択合計　11.4％  ３「図書館の大部分を民間に任せる（指定管理者制度の導入）」　4.4%  ４「どちらでもよい」 19.3%  ５「わからない」 21.1%  ６「無回答」 7.0% |

**2 図書館協議会委員（令和元年５月現在）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 団体又は役職名 | 区　　　　分 |
| 成瀬　雅巳 | 市立末成小学校長 | 学校教育の関係者 |
| 田川　隆司 | 市立宝塚第一中学校長 | 学校教育の関係者 |
| 樋口　正和 | 県立宝塚西高等学校長 | 学校教育の関係者 |
| 冨樫　恭子 | ボランティア団体  「ﾃｰﾌﾟﾗｲﾌﾞﾗﾘｰ宝塚」会員 | 社会教育の関係者 |
| 根津　日登美 | 宝塚市ＰＴＡ協議会 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 中　由美子 | 日中児童文学美術交流センター理事 | 知識経験を有する者 |
| 柳　勝文 | 龍谷大学教授 | 知識経験を有する者 |
| 久野　和子 | 神戸女子大学准教授 | 知識経験を有する者 |
| 三宅　三千男 | 公募委員 | 公募による市民 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上